

安芸高田市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 12 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市行政財産の使用料に関する条例(平成 16 年条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けて行政財産を使用する場合、他の条例に別に定めがあるもののほか、その使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けて行政財産を使用する場合、他の条例に別に定めがあるもののほか、その使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第2条から第7条まで（略）

第2条から第7条まで（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。